平成２１年（フ）第１４５９号
滋賀県大津市和邇南浜30番地の１　レジーナ・クミル103号
債務者　山田　真紀（旧姓八木）
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９０２号
福岡県太宰府市石坂３丁目６番１号
債務者　谷川　静男
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１０２号
福岡市東区箱崎２丁目22番２号
債務者　中島　洋治
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１７１号
福岡市南区警弥郷２丁目18番10号
債務者　西村　　功
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５０５号
福岡市南区那の川１―15―18アクセス平尾203
債務者　辻　　勝之
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６０１号
福岡市博多区南本町２丁目４番28号
債務者　島村　敏彦
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６０２号
福岡市博多区南本町２丁目４番28号
債務者　保手濱純枝
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６１２号
福岡市博多区西春町４丁目１番13号
債務者　八谷　和秀
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６６９号
福岡県糸島市本2135番地フクリュウハイツ102号
債務者　宗野　正光
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６９２号
福岡県大野城市白木原１丁目７番15―303号　アーバンパレス白木原
債務者　大伴眞由美
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７１４号
福岡市城南区別府団地12番703号
債務者　廣田　桃香
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７３０号
福岡市早良区内野５丁目10番４―５号
債務者　深川　謙市
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７５８号
福岡県糟屋郡新宮町上府1163―３
債務者　岡村　由美（旧姓松永）
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８６２号
福岡市早良区西入部５丁目３番７号
債務者　中村サユリ
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９０３号
福岡県福津市上西郷199番地の１
債務者　日高　昭宏
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９７１号
福岡県糸島市高田４丁目４番14号
債務者　松本　末子
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９８０号
福岡県筑紫郡那珂川町観晴が丘15番５号コンフォール観晴が丘Ⅱ101号
債務者　勝亦　正和
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９８１号
福岡県筑紫郡那珂川町観晴が丘15番５号コンフォール観晴が丘Ⅱ101号
債務者　勝亦　美香
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部